

議 事 日 程

令和6年第3回浜中町議会定例会

令和6年9月5日午前10時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第59号	令和6年度浜中町一般会計補正予算（第3号）
日程第 3	議案第60号	令和6年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 4	議案第61号	令和6年度浜中町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第 5	議案第62号	令和6年度浜中町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第 6	議案第63号	令和5年度浜中町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
日程第 7	議案第64号	浜中町教育委員会委員の任命同意について
日程第 8	議案第65号	人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第 9	議案第66号	人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第10	認定第 1号	令和5年度浜中町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第11	認定第 2号	令和5年度浜中町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第12	認定第 3号	令和5年度浜中町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第13	認定第 4号	令和5年度浜中町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第14	認定第 5号	令和5年度浜中診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 1 5	認定第 6 号	令和 5 年度浜中町水道事業会計決算の認定について
日程第 1 6	認定第 7 号	令和 5 年度浜中町下水道事業会計決算の認定について
日程第 1 7	報告第 5 号	令和 5 年度浜中町財政健全化判断比率の報告について
日程第 1 8	報告第 6 号	令和 5 年度浜中町公営企業資金不足比率の報告について
日程第 1 9		議員の派遣について
日程第 2 0		閉会中の継続調査の申し出について (総務経済常任委員会・社会文教常任委員会・広報公聴 常任委員会・議会運営委員会)

開 議 宣 告

○議長（落合俊雄君） 前日に引き続き、会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（落合俊雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、前日同様であります。

日程第2 議案第59号 令和6年度浜中町一般会計補正予算（第3号）

○議長（落合俊雄君） 日程第2、議案第59号の質疑を続けます。
3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） 数点ご質問させていただきます。

まず、17ページの2款総務費1項総務管理費4目振興費のうち、18ページの町功労者表彰等に要する経費106万7000円の増額についてです。

説明の際、選考基準の見直しといったようなことであったかと思いますが、当初の予算ではなく、この時点での補正になった経緯を、また、内訳が80歳到達在住50年未満の方57名分ということでしたが、内容や見直し後の選考基準についてお知らせください。

次に、その下の7目交通安全対策費、交通安全対策に要する経費のうち、17節備品購入費23万1000円についてです。

こちらは、茶内駅前トイレの防犯カメラの設置に係る経費だと把握しています。ただ、こちらも、当初予算ではなく、補正で上がってきておりますので、その経緯がありましたらお知らせ願います。

次に、3款民生費の20ページの2項児童福祉費1目児童福祉総務費の中の常設保育所に要する経費のうち、10節需用費の修繕料49万1000円の増額についてです。

事前の説明では暖房機器の交換修理と天井スピーカーの不良点検ということでしたけれども、昨日の補足説明では配線の補修となっております。もし点検のみだったら修繕の必要がないのかなという点でご質問しようと思ったのですが、配線の補修の内容、また、修繕が完了していましたら経過もお知らせください。

その下のへき地保育所に要する経費のうち、役務費の汲取料についてです。

こちらは、姉別保育所のし尿くみ取りの増額と伺っています。当初予算は6万4000円で、全く同額の増額になっておりますが、回数が増えたのか、単価の増加によるものな

のか、そちらの内容と経緯をお知らせください。

続いて、同じくへき地保育所に要する経費のうち、22ページの施設営繕委託料についてです。

こちらは浜中保育所のプレイルームの修繕にかかった修繕料だと思いますが、こちらの内容を、そして、その下の原材料もこれに伴うもので間違いないかという点をお知らせください。

次に、25ページの6款商工費2項商工振興費のうち、26ページの商工振興に要する経費の18節負担金、補助及び交付金の小規模事業継続支援補助についてです。

こちらは新しい制度で、当初の見込みでは300万円となっていたと思いますが、今回が255万2000円の増額補正となっているかと思えます。補足説明では3点についてご提示をいただいていたかと思えますが、当初の見込み分300万円と合わせまして、今回の増額の内容をお知らせいただければと思います。

○議長（落合俊雄君） 総務課長。

○総務課長（佐々木武志君） 議案18ページの町功労者表彰等に要する経費のうち、7節報償費及び10節需用費に関わってのご質問にお答えを申し上げます。

まず、この時点での補正の経緯についてですけれども、令和6年3月の定例会におきまして、功労者表彰に係る在住功労者は80歳到達在住50年未満の方々にご説明しましたが、不在期間があった場合、その期間を通算して50年という方について調査を行い、表彰基準を満たすのであれば表彰させていただきたいということです。

その内容ですけれども、町条例表彰につきましては、表彰盾1万6300円の57個分に消費税を掛けまして102万2010円となり、102万3000円の追加となります。

10節需用費の消耗品費については風呂敷ですけれども、単価が700円の57個に消費税を掛けまして4万3890円となり、4万4000円の追加としております。

浜中町での在職期間の調査の基準日については8月1日時点となります。

リストを出したところ、調査対象者が計57名おりました。今後、町内在住者につきましては、公用の請求による戸籍の附票による確認をさせていただきます。そして、本籍が町外にある方は、そちらの自治体に戸籍附票の発行申請を行って調査させていただきたいと考えているところでございます。

次に、同じページの交通安全対策に要する経費のうち、備品購入費の施設用備品購入23万1000円の増に関するご質問にお答えをいたします。

こちらにつきましては、議員がおっしゃいましたとおり、茶内駅前トイレの外壁に録画タイプの防犯カメラを新規に設置するものでございます。

まず、設置の理由ですけれども、茶内駅を利用される方々のためで、また、茶内駅前の駐車場の車両の利用もあるということがあります。また、茶内駅前には町営バスやスクールバスの乗降場所になっているという点もございます。加えまして、今年5月下旬に茶内駅前におきまして不審者事案が発生いたしました。

こうしたことを総合的に鑑みまして、年度途中ではございますけれども、交通安全面での確保という点とともに、防犯対策を図るという観点で、この場所において外部への防犯用カメラの設置が急務であろうという判断に至ったことから、このたびの補正を提案させていただいたところです。

○議長（落合俊雄君） 保育所長。

○保育所長（中山和生君） 議案20ページの常設保育所に要する経費のうち、需用費、修繕料についてお答えいたします。

まず、霧多布保育所の電気暖房機の補修で46万2000円、霧多布保育所の0・1歳児クラスのスピーカーの不良補修で2万9000円となっております。

電気暖房につきましては昨年度も幾つか交換しておりますけれども、その後、新たに5台の電気暖房機が故障しておりまして、冬前に修理をしたいということからの計上です。

天井スピーカーにつきましては、配線の不良によってまるっきり聞こえない状況になっておりまして、避難訓練等にも支障を来しておりました。非常時の安全性などを考えましても早急な修理が必要と考えまして、既に補修対応したところでございます。

次に、同じく20ページのへき地保育所に要する経費のうち、11節役務費の汲取料についてです。

議員がおっしゃいましたとおり、町内の保育所で姉別保育所のみがくみ取り式のトイレですけれども、毎年、予算の範囲内でくみ取りをしていたところです。しかし、今年7月初めに便槽にウジが湧きまして、小バエが大量発生したことから、一度、便槽をきれいさっぱりくんでしまおうということになりまして、今年度の予算を使い切ってしまいました。

姉別保育所は、子どもの数も今年度は19人と今までにないぐらい人数が増えておりまして、くみ取りの量も増えております。年度内にあと2回のくみ取りを考えておりまして、4800リットルの2回分、9600リットル分のくみ取りを補正計上させていただきました。

次に、委託料についてです。

施設営繕委託料ということで、営繕大工に小さな補修などをお願いし、修繕を行っているところですが、実績として不足したものです。このたび、浜中保育所のプレイルームの床落ち補修を一部既に修理したのですけれども、広場の園庭側の広範囲を9月の2回の連休にぶつけて10日かけての修繕を考えております。

原材料費につきましては、浜中保育所の床落ち補修の原材料で、床材やコンパネなどを購入しようとするものです。当初予算15万1000円のうち、12万5000円が各保育所の園庭や駐車場に敷くダストや碎石で支出済みです。浜中保育所、散布保育所の床落ち、ドアノブ補修などにおよそ6万円がかかっておりまして、不足分3万4000円を流用して対応していました。

今回、浜中保育所の床落ち補修で6万円程度の原材料がこれからかかる想定でして、流用分の戻入れ3万4000円を含めた9万4000円を補正計上するものです。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） 議案26ページの商工振興に要する経費のうち、18節負担金、補助及び交付金の小規模事業継続支援補助についてお答えいたします。

町内の事業者が事業所等の増改築あるいは改修などをする場合に、この制度を活用しながら町内の商工業の振興と活性化を図るということを目的に今年度からスタートしたものでございます。今回、申請に応じ、当初予算からの不足分について補正をお願いするものでございます。

補助の内容については、増改築、改修、備品購入、広告宣伝費などといったメニューがございます。先ほど補足説明で3事業者と申し上げましたけれども、全体で6事業者から8事業について申請があったところでございます。

6事業者の1件ずつ、どういったものがあるか、ご説明をさせていただきたいと思えます。

まず、1件目ですが、鎌沢薬局の店舗の改修事業です。これは、店舗の天井や空調の改修工事に係るもので、対象経費210万円に対して2分の1の補助です。上限額が100万円であり、上限の100万円となります。

もう一つの備品購入に係る補助についてですけれども、調剤や電子処方箋に必要なレセプトコンピューターの購入費用でして、補助対象経費338万円に対して2分の1の補助です。上限額が100万円であり、100万円となります。

続いて、2件目ですが、一井自動車整備工場で、備品購入に係る補助です。これは、タイヤチェンジャーというタイヤを交換するときに脱着させる専用機器とホイールバルンサーという車両とタイヤのバランスを調整する専用の機器の購入でして、補助対象経費が200万円です。2分の1の補助であり、100万円となります。

続いて、3件目ですが、マル北水産で、加工場の維持向上改修費です。冷蔵設備、室内機、室外機の取替え工事に係る費用でして、対象事業費が251万9000円です。こちらも2分の1の補助であり、上限額の100万円となります。

続いて、4件目ですが、セイコーマートいしばし店の店舗改修に係る経費で、店内の冷蔵庫の電気器具の改修に係るもので、対象経費が33万6364円です。2分の1の補助であり、16万8000円となります。

続いて、5件目ですが、株式会社A-RANCHさんという肉牛の肥育や牛を預かって育成する預託事業、あるいは、受精卵の販売なども行っている酪農業の事業者ですが、2種類のメニューで申請がございました。

まず、1点目が備品購入です。バールアンローラーという牧草を積んだ状態で牧草をほぐしながら自動で餌をやる自動餌やり機という専用の機械の購入で272万5000円です。2分の1の補助であり、上限額の100万円となります。2点目が広告宣伝費に係るもので、ホームページの作成費用で100万円です。こちらは上限額が30万円であり、上限額の30万円となります。

最後に、6件目ですが、金カ田中商店の備品購入に係るものです。こちらは、水道パイプやLPガスの配管用の管を切断する機械、管にネジ山をつくる専用のレッキスという機械の購入費が16万9320円です。2分の1の補助であり、8万4000円となります。

これら全体で6事業者、8事業、合計555万2000円となります。新制度ということもあり、当初予算は見込みで300万円でした。差引き不足分が255万2000円ということで、こちらの補正をお願いするものでございます。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） おおむね承知いたしました。2点再質問させていただきます。

まず、町功労者表彰についてです。

調査対象者の人数分ということでした。恐らく、選考基準もこれから徐々に整備していただいて、調査も進んでいって確定すると思うのですが、来年度以降も新たな基準でいいますか、今まで発生していた基準漏れが解消されての当初予算の計上を行うことが可能なのかについてご回答をお願いします。

次に、常設保育所のことについてです。

スピーカーに関しては承知いたしました。ただ、暖房機器が新たに5台で、昨年度も修繕をかけているということでした。霧多布保育所ではどの機器もかなり老朽化が進んでいるのかと思うのですが、修理という方法でまた何年も使うことが可能なのか、あるいは、交換の時期が来ているのか、考え方をご回答ください。

○議長（落合俊雄君） 総務課長。

○総務課長（佐々木武志君） 町功労者表彰等に要する経費に関わる再質問にお答えをさせていただきます。

基準といえますか、この対象者の見直しをするということについて、来年度以降は当初予算に見込めると考えていますし、その方向で取り組ませていただきたいと思いますと考えております。

○議長（落合俊雄君） 保育所長。

○保育所長（中山和生君） 再質問にお答えいたします。

霧多布保育所の電気暖房機についてですけれども、当初、霧多布保育所には全部で50台がついておりました。使い方や家具の配置などによって使っていないものが3台ありまして、今は47台が稼働しております。

昨年度に3台の取替えをしております。部品交換ができればするのですが、10年以上がたっており、部品がないということで交換処理をさせていただいております。

平成15年から、随時、本体の取替えや部品の交換など、ちょこちょこ直してきているのですが、意外と古いものが元気だったりもします。ですから、これからは必要な部分だけ取替え修理をしていきたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 1番三上浅雄議員。

○1番（三上浅雄君） 24ページの水産行政に要する経費のうち、水産振興対策事業補

助140万円、流水流入対策の事業費についてであります。

火散布沼だけなのか、藻散布もそうだったのでしょうか。

また、この140万円という金額についてです。私は漁師ですが、物すごく高いのだなと思いました。多分、特殊な定置なんかを使うコンパと呼ばれるワイヤー入りのロープだと思うのですが、その内容についてお願いします。

○議長（落合俊雄君） 水産課長。

○水産課長（東海林圭太君） 24ページの水産振興に要する経費のうち、18節負担金、補助及び交付金の水産振興対策事業補助140万円についてご説明をいたします。

近年、火散布沼に流水の流入があり、今年3月にウニの養殖への被害があったこと、また、流水滞在によるアサリ操業の休業があったことから、安定的な漁業経営を行えなかったということで対策するものであります。

過去にもロープを張って対策し、防いだということがありましたけれども、このたびの流水対策では、ロープ類や土俵袋、フロートを購入します。場所については火散布の漁港ということで、先のほうから港にかけ、4か所にロープを張りました。ロープはスーパーエクセルロープというもので、強いものです。

今、お高いという話がありましたけれども、オホーツクのほうでホタテの養殖の流水の対策をやっている業者に依頼しております。このように業者に依頼すると今のような相当な金額がかかるということで、散布の組合と漁業者がそのものを現地で確認しまして、自分たちでできそうだねということになりました。そのため、ロープの資材代のみということで、合計142万4297円ということですが、140万円につきましては水産振興基金を活用し、残りの2万4297円は散布組合で自己負担するということになっております。

○議長（落合俊雄君） 1番三上浅雄議員。

○1番（三上浅雄君） 今の説明ですと、火散布のみということですね。藻散布はやらなかったのですか。

3月だと思うのです。私も見に行きました。流水がアサリ礁の中まで入って丸山散布のウニの養殖籠の辺りに大きな氷が引っかかっているのを見てまいりました。

実際に被害届はあったのかです。届けがあつて、想定される金額が幾らだという実質的な数字が上がってきたのか、それについてお願いします。

○議長（落合俊雄君） 水産課長。

○水産課長（東海林圭太君） お答え申し上げます。

町としましては、ウニの被害ということでしたが、実際に幾らかかったということは組合からはお聞きしておりませんが、今回の補正につきましては基金を充当することですので、水産振興基金事業推進委員会を4月30日に開催しました。この基金を使う場合にはその委員会で事業を採択する必要がありますのですが、そこで事業が採択されたという経緯で今回上げさせていただいております。

ただ、被害額について町としては把握しておりません。

○議長（落合俊雄君） 1 番三上浅雄議員。

○1 番（三上浅雄君） 被害額は把握してないということでした。

3 回目ですので、最後に町長にお伺いします。

実際、あのとおり、琵琶瀬展望台から眺めたときも、散布渡前からずっと厚岸の境界線のほうまで流氷が接岸いたしました。その結果、現在、昆布の最盛期であります、散布のほうは物すごい不作です。流氷被害だと思います。

水温が高いことによって腐れ根を起こして、浜中漁協でも物すごく心配された状態です。昨日の町長の行政報告の中でも30%ぐらいの減産が予想されるのだろうということでした。価格についても町長がおっしゃったように異例です。キロ当たり単価はああいう値段で推移しています。それも令和7年3月まで1回売りで値決めの交渉が妥結したということも異例なことだと思っています。

そういう中、今日も北海道新聞にありましたが、釧路町の一般質問の中で、川田議員から町に対して対策を考えているかという質問がありました。この間、私も町長とお会いしました。議連で北海道庁に要望活動に行ったのです。その中で、川田議員から、北海道に対しても、昆布の被害についてありました。まだ漁が継続中で、数字的なものが上がってきませんし、どこまで被害が想定されるのかも分からない段階ですので、今どうのこうのということではありませんが、町長がどういうふうには押さえているか、お聞かせをいただきます。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

昆布の生育不良という情報は期間前から入っておりまして、議員が言われるとおり、海水温の上昇と流氷被害ということでありまして、本当に過去に例を見ない不良予想ということでした。漁期が始まる前に両漁協組合長と話す機会がございまして、町長、生産者と両漁協を含め、行政と一緒に要望活動をしなければ駄目だといった話をいただいておりますし、漁期が終わって実際に生産高等が出た段階でどういった支援ができるかにつきましても、道のみならず、国にも要望に行かなければならないと思っております。これは、浜中だけではなくて、沿岸自治体全てがそうでありますので、集団で要望に行きたいというような考えで私はおります。

○議長（落合俊雄君） 6 番田甫哲朗議員。

○6 番（田甫哲朗君） まず、18ページのその他一般行政に要する経費のうち、昨日も質問があった普通旅費146万1000円の増額についてです。

当然、必要があつて出張をされたものと理解しております。私が伺いたいのは、主なものでよろしいのですけれども、どのような施策に関しての出張が多かったのかという点を示していただければと思います。

次に、同じページの地域振興に要する経費のうち、これも昨日あつたお試し住宅のウォ

シュレットの交換についてです。

説明では、今年度、使用しようと思ったところ、水漏れが確認され、交換するしかないということだったということでした。うちでもウォシュレットをつけて10年以上が過ぎているのですけれども、そういうことはありません。そこで、水漏れの原因についてです。

単に便座の不良、当たりが悪かったということなのかです。通年を通して使用されていない関係上、凍結ということも考えられるかなと思うのです。仮に凍結が原因だということであれば、この冬に向けて何らかの対策が必要なのだらうと思いますが、詳しい内容が分かればお知らせください。

次に、その下のふれあい交流・保養センター管理運営に要する経費のうち、需用費、修繕料63万8000円についてです。

今回の修繕内容を示していただきたいと思います。

次に、20ページの地域生活支援事業に要する経費34万1000円についてです。

旧榊町小学校を利用しており、その体育館の暖房機の基板の修理という説明でありました。伺いたいのは、その下の常設保育所に関してもそうですけれども、暖房機の故障というのはこの時期に来て新たに見つかったというわけではないのかなと思うからです。

去年の冬の時期からそうした状況であったということであれば、この時期での補正というのはどういうことなのでしょうか。例えば、基板にしても、部品にしても、調達するのにそれぞれ時間がかかるということが考えられるのであれば、当初予算として盛り込むべきものだったのではないのかなと思うのです。最近になって見つかったというのであればそれには当たらないかと思うのですけれども、その見解を伺っておきます。

次に、22ページのその他保育に要する経費のうち、国庫返還金についてです。

説明では保育対策総合支援事業補助金返還金48万1000円となっております。聞き慣れない補助金だったもので、いつこんな予算があったかなと思って令和5年度当初予算を見直してみたのですが、歳入にございませんでした。遡って4年度のものを見ましたところ、令和4年9月の5月補正で39万2000円が国庫補助として歳入に計上されておりました。

その後、この補助は探せなかったのですけれども、今回、48万円1000円を返還するというので、差額の8万9000円という額があります。令和4年9月のメモ書きでは新型コロナウイルスに関連する補助ということでありました。執行されないで、要は、使わなかったもので、返還に至ったということなのか、それとも、どこかの段階で別に関係する補助があつての執行残ということなのか、説明をいただきたいと思います。

次に、26ページの災害対策に要する経費のうち、避難施設誘導標識設置工事についてです。

これは以前から話にあった霧多布高校の校舎内から屋上までの誘導標識と理解しているのですけれども、いかんせん52万8000円とそれなりの金額です。素人なりに考えたのですが、床なり壁なりに矢印等を貼るのでしょうか。それとも、暗闇でも見えるような

ものを設置するという事なのではないでしょうか。要は、この52万8000円でどういう標識になるのかということの説明いただければと思います。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（齊藤清隆君） 18ページのその他一般行政に要する経費のうち、普通旅費の146万1000円に対する質問についてです。

こういった趣旨での旅費だったのかということですが、4月から、産業、特に基幹産業である農・漁業、道路、そして、防災に関する全国大会、定時総会が各月にございます。集中しているのが前半の4月から6月なのですけれども、なるべくそういった機会に出るといった姿勢で行かせてもらっておりました。

なぜかということですが、道や国へ要望に行きますと、全国大会に行かれた首長の名前を名指しで言っていたらということに尽きます。浜中町という名前を全国、全道に広める意味でも、そういった場面に顔を出すとといった趣旨です。

当然、私が行けない場合は副町長に代わりに行ってもら場合もございます。その回数ですが、コロナ禍が明けたということもありますし、そういった私の思いがあつての今回の補正になります。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡部幸平君） 議案18ページの地域振興に要する経費のうち、10節需用費、修繕料のお試し住宅の便座取替えのご質問についてお答えいたします。

まず、水漏れの原因は断定ができない状況です。ただ、本年2月の冬期間に入居の申込みがあつたことから、議員もおっしゃるとおり、便座内部の配管に残った水が凍結した可能性があるのではないかとこのふうなことは私も想像しております。

退去の際に水落とし等の対策はやっているのですが、今回、水漏れがありましたので、そういった対策をしつつ、今後は、不凍液をウォシュレットから流してみるなど、そういった対策をし、防止に努めたいと考えているところでございます。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） 議案18ページのふれあい交流・保養センター管理運営に要する経費のうち、10節需用費の修繕料についてお答えをいたします。

これは霧多布温泉ゆうゆの修繕に係るものでして、修繕には三つの要因がございます。

まず、1点目は、ゆうゆの駐車場の雨水の集水ますの15メートルほどのグレーチングがあるのですが、その一部が破損し、めくれ上がつたりしており、タイヤに損傷を与えかねないような非常に鋭い部分がある所かあつたものですから、そういうところをカットしたり修繕したりする費用でして、その修繕費が税込みで7万7000円となります。

2点目は、湯上がりシャワーの配管補修です。フロアの入り口付近の立って使う体を洗い流すシャワーがあるのですが、1か所のバルブが全く効かない状況になってしまい、破損してしまひまして、そのバルブの交換と配管の補修をするというものです。そのバルブが壁に埋め込み式なものですから、タイルを剥がしてつけ直さなければなりません。この

バルブの交換と中の配管の調整で15万円、また、タイルの張り直しの作業で15万円、合わせまして税込み33万円となります。

3点目は、屋上のルーフドレインの修繕です。先月、機械室にて、急遽、雨漏りが発生しました。屋上に行き、水を流してみたり、いろいろと調査したのですが、どうやら機械室の真上にある屋上のルーフドレインとその周りが劣化して痩せ、その隙間から水が漏れるということが発覚しまして、その修繕となります。機械室の真下にコンセントや精密機械があるものですから、養生はしているのですが、漏電の心配もありますので、早急に対応したいということで、その補修作業が税込みで23万1000円となります。

以上、1点目のグレーチングの補修7万7000円、2点目のシャワーの補修33万円、3点目の雨漏りの補修23万1000円、合計で63万8000円の補正をお願いするものです。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡部直人君） 3款民生費1項社会福祉費のうち、20ページの地域生活支援事業に要する経費のうち、修繕料34万1000円の内容についてご説明申し上げます。

この修繕内容につきましては、地域活動支援センターの体育館、旧榊町小学校の体育館の暖房機の基板整備です。こちらは赤外線暖房機ですが、令和6年2月の保守点検で何個かについている中の1号機に不良が発見され、取替えが必要ということで、このたび補正をしております。

この体育館につきましては、隣の子ども発達支援センターの子どもたちが主に使っているとあります。また、例えば、地域活動支援センターの事業で、今年の3月23日は春祭りということで地域の方と一緒にやったりしていますが、3月にやった際はほかの暖房機もついていましたので、利用に支障はありませんでした。ただ、これから寒くなってくるので、整備したいと考え、34万1000円の計上としております。

○議長（落合俊雄君） 保育所長。

○保育所長（中山和生君） 同じく電気暖房機の補修ということで、常設保育所に要する経費の修繕料についてお答えします。

暖房機の補修がこの時期でいいのかとのことですが、霧多布保育所では2月と3月に4台の暖房機の不良が出ました。新年度の当初には間に合わず、補正での対応ということになるのですが、8月のお盆の子どもの少ない時期に電気暖房機の清掃及び点検作業を委託してございまして、その点検作業の結果を待つ必要がありました。そして、今回、その点検でもう一台の不良が見つかりまして、このたび、5台の修理となりました。

次に、22ページのその他保育に要する経費のうち、22節償還金、利子及び割引料の国庫負担金補助等返還金48万1000円についてお答えします。

議員がおっしゃいました令和4年9月の補正の分の39万円については4年度に補助金

で歳入に入ってきておりました、この48万1000円とは年度が替わるものとなっております。

この保育対策総合支援事業補助金ですけれども、いろいろとメニューがありまして、ICT化や送迎バスの安全装置の設置などのほか、保育環境改善等事業、新型コロナウイルス感染症に係る保育所等継続支援事業として、浜中町はこちらのメニューを使わせていただいているのですけれども、新型コロナウイルス感染症対策として、感染症が広がらないような対策を取るものに対して2分の1が補助されるものでした。

浜中町の保育所では、アルコール消毒液や使い捨て手袋、手洗いのときのペーパータオル、おむつを替えるときの防水シートなどが対象となっておりますけれども、令和5年度から、今まで予防のために使うことができた補助から、感染症が起こってからかかった費用に対する補助へと交付条件が変更になってしまいました。

交付条件は変わっていないものと思って交付申請を行っていたのですけれども、実績がないため、その旨、道にも伝えたのですけれども、道の予算処理上、一旦、交付申請額が町に入ってきてしまうというものでして、専決処分で歳入を組み、3月13日にこの金額を受け入れております。

令和5年度の12月補正で交付申請した部分を歳入補正する予定でいたのですけれども、実績がゼロになることが分かっていたものですから、道からも入金がないものと思っておりましたので、予算措置をしておらず、専決処分での対応となってしまったところです。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（春日良太君） 議案26ページの災害対策に要する経費の修繕内容についてご説明申し上げます。

まず、議員がおっしゃるとおり、津波一時避難場所に指定した霧多布高等学校の屋上について、校内等に誘導サインや案内看板等がないことから、それらを設置するための追加補正となります。

看板の内容と設置箇所と金額をご説明させていただきます。

まず、看板の内容についてですが、5枚ほぼ全て、基本的には、標準規模の津波避難場所のピクトグラムの記号がありますので、これをベースとして、矢印と津波避難場所入り口という文字、さらに、英語表記も加えられたものが1セットで、一枚の看板に表記されるものになります。

次に、設置箇所と金額になりますが、まず、校舎の外側、生徒玄関前の柱です。こちらはコンクリートの柱になりますので、ステンレス板にビス止めをして、そのステンレス板の上に案内板のシールを貼るというパターンになります。さらに、校舎の外側については、夜でも標示が見えるように蓄光式となっております。まず、生徒玄関前の柱の案内板が金額にして12万1000円となります。

次に、これも外側になりますが、職員玄関横の壁になります。この職員玄関が実際の避難場所の入り口になります。こちらも同様に、アルミ板の蓄光式で金額も12万1000

円となります。

次に、校舎の中になりますが、1階階段前に天井つり下げ式の看板を設置いたします。こちらは畜光式ではありません。こちらが5万8500円となります。

次に、1階階段踊り場です。階段を上ってすぐの正面の踊り場の壁になりますが、こちらもアルミ板のビス止めで、金額は5万5300円です。

次に、3階まで上った真正面の3階作法室入り口の壁にもアルミ板のビス止めの看板を設置し、金額は5万5300円です。

以上の5枚となります。

そのほか、原稿作成料が3万5000円、運賃法定福利費が1万1500円、諸経費が2万2400円で小計48万円となり、これに消費税を足したもので52万8000円という内容となっております。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） まず、18ページのふれあい交流・保養センターについては、先ほどの説明で今回の内容については理解しました。

修繕がいろいろとあり、今回、サウナ室の板の張り替え修繕が行われたと思います。僕自身は、サウナが苦手なので、入らないのですけれども、利用されている方から聞いた話では、板を金属のビスで止めているらしいのです。金属ですから、当然、板と違って相当熱くなるというような状況になるのかなと思うのです。

張り替える前の工法ではなく、ビス止めという方法を取ったというのはどうなのでしょう。タオル等を敷いて座るということになるのでしょうか。想像すると、金属ですから、相当熱い状況になるのだらうと思うのです。利用者からの問合せ等は来ていませんか。関連で申し訳ありませんが、その考え方をお伺いいたします。

次に、20ページの暖房機についてです。

発生した時期にもよるのでしょうかけれども、2月ぐらいに確認したということですので、当然、当初予算には間に合わないということでした。ただ、少しでも早く、6月という方法もあるのかなと思うのですけれども、心配しているのです。要は、この時期に発注して、部品がありません、基板がありませんとならないよう、当然、余裕はあるのかなと思うのですけれども、考え方について再度聞かせていただきたいと思います。

次に、22ページのことですが、いまいち理解できていません。

今回、48万1000円が保育対策総合支援事業補助金という名目で3月に専決でということでした。多分、見落としているのだらうと思うのですが、そのときの予算書の歳入の項目にそうした名称の補助金が入っているということですね。僕が先に聞いた令和4年9月のものとは全く別だということですね。

その分の48万1000円は、要は、国の使えるものが変わってしまったので、今回は使わず、丸々返すことになった、その48万1000円という金額は歳入と全く合致するという理解でよろしいのかどうか、確認させてください。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（赤石俊行君） それでは、ふれあい交流・保養センター管理運営に要する経費の関係についてお答えをいたします。

先日、サウナ室の座面の板の張り替えを終了したところでございます。この工法については今までと同じやり方です。ビスで打ちつけているのですけれども、これまでは表面からネジをぐっと押し込んでおり、板の面にネジが入り込んでおりましたので、ネジの部分に直接触れるということにはなかったのですけれども、今回、利用者から熱いぞという連絡をいただきまして、すぐ見に行きました。すると、ビスの打ち方が表面とほぼ平らで、ぐっと中に入っていなかったのです。そこで、やってもらった業者をすぐに呼んで、ぐっと押し込んでもらって対応を済ませました。

その後、座って確認もしましたし、熱いところがないように対応をしたところです。

○議長（落合俊雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡部直人君） 再質問にお答えします。

地域活動支援センターの暖房機の修繕についてです。

設備業者が修理もできるということでやっておりまして、7月に見積りと内容を確認してもらいましたけれども、最終的には冬場までには基板も設置可能と聞いております。

定期的に点検をしていただいているわけですけれども、いずれはこの施設が有効活用できるよう、きちんと点検し、活用したいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 保育所長。

○保育所長（中山和生君） 再質問にお答えします。

電気暖房機の発注についてです。

こちらは受注生産となりますが、1か月ほどで納品できるという話を早い時期から聞いておりまして、冬には間に合うだろうということで、8月の点検を待ってから9月の補正予算、発注とさせていただきます。

次に、返還金のことについてですけれども、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、同額を同じ科目で専決で組ませていただいております。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから議案第59号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第60号 令和6年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（落合俊雄君） 日程第3、議案第60号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第60号令和6年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびは、令和6年1月から導入された産前、産後の保険税軽減措置に伴う国保事業状況報告システムクラウドに係る機能追加に必要とされる予算の補正をお願いしようとするものであります。

補正の内容を申し上げますと、歳出1款総務費では、負担金として19万8000円の追加、一方、歳入につきましては、3款道支出金で、特別調整交付金として19万8000円を追加しようとするものであります。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は11億7574万1000円となります。

なお、このたびの補正予算につきましては、書面開催としました令和6年第3回浜中町国民健康保険運営協議会に諮問し、8月23日までに答申をいただいているところであります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第60号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 本年1月からの制度ということでもあります。

それで、産前、産後の保険税の免除に係るものということですがけれども、この制度の内容は、産前・産後期間の育児休業に関する免除ということなのか、産前・産後期間の保険税免除の内容を説明していただきたいです。

また、この申請方法と周知方法についてです。

産前、産後ですから、母子手帳等の交付時期にこういう説明があるのかなと思うのですがけれども、申請方法、周知方法をお知らせください。

○議長（落合俊雄君） 保険課長。

○保険課長（久野義仁君） それでは、ご質問にお答えします。

予算に関連する質問ということですが、今、議員からお話があったとおり、産前、産後の制度は、昨年、条例改正いたしまして、制度が始まっております。その際に、議会の場

でも産前、産後の免除の規定に関してはご説明しておりますが、単純に言うと、産前、産後なので、要するに、妊娠の届出があった場合となります。町で把握できるわけで、22週以上という規定はありますが、免除の対象期間はあくまで産前の2か月と産後の2か月ですけれども、その期間、国保税が免除されるということです。

妊娠届出があった時点でこちらでも把握できますので、届出の必要はありません。ですから、改めて本人に申請していただくことはないのですけれども、逆に、この制度を知っている方に関しては、あらかじめこういうものが適用になるのでしょうかということである場合もあります。しかし、国保税が免除になるということは町民の方でご存じの方はなかなかいらっしゃらないものですから、こちらから適用になるということをお伝えします。とはいえ、免除はこちらのシステム上で自動的にやる格好になると思います。

ですから、申請業務というよりは、ほとんどが職権で処理することが多いのかなという感じがしております。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。
これから議案第60号の討論を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。
これから議案第60号を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第61号 令和6年度浜中町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（落合俊雄君） 日程第4、議案第61号を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第61号令和6年度浜中町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびは、令和5年度介護給付費等の確定に伴う国庫負担金等の精算について補正をお願いするものであります。

補正の内容を申し上げますと、歳出5款諸支出金で、国庫支出金等返還金として、介護給付費負担金等の前年度精算により、国庫負担金補助等の返還金821万9000円を追

加しようとするものであります。一方、歳入につきましては、7款繰越金で、前年度剰余金として821万9000円を追加し、収支の均衡を図ろうとするものであります。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は5億1491万7000円となります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第61号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第61号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第62号 令和6年度浜中町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（落合俊雄君） 日程第5、議案第62号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第62号令和6年度浜中町水道事業会計補正予算（第2号）について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案52ページの予算説明資料をお開きください。

このたびは、さきの第2回定例会議案第47号で財産の取得について議決をいただいております応急給水タンクのうち、2基を浜中地区と茶内地区に配置する予定であります。給水タンクを適正に保管する格納庫がなく、有事の際、即時に使用するため、衛生的に保管する恒久的な格納庫が必要であることから、このたび、格納庫の設置工事をすべく、補正をお願いするものであります。

資本的支出で、1款資本的支出1項建設改良費2目配水施設費、工事請負費269万3000円の増額は、応急給水タンク2.0トン进行格納するべく、同型の格納庫を浜中地区、茶内地区の配水池用地にそれぞれ新規に設置しようとする工事であります。

なお、工事費用の財源につきましては、水道事業の自己財源により支出予定であります。

47ページにお戻りをいただき、議案第2条第1款資本的支出は、4億4999万8000円に改め、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を6173万1000円に、過年度分損益勘定留保資金で補填する額を4173万1000円に改めようとするものであります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第62号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第62号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第63号 令和5年度浜中町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長（落合俊雄君） 日程第6、議案第63号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第63号令和5年度浜中町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により、未処分利益剰余金の処分については議会の議決が必要とされているものであります。

令和5年度の未処分利益剰余金1572万9113円の内容につきましては、令和5年当年度純利益であり、その処分につきましては、今後の企業債償還に充当するため、全額の1572万9113円を減債積立金に積み立てるものであります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第63号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第63号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第64号 浜中町教育委員会委員の任命同意について

○議長（落合俊雄君） 日程第7、議案第64号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第64号浜中町教育委員会委員の任命同意について、提案の理由をご説明申し上げます。

現教育委員の掛水優氏は令和6年9月30日をもって任期満了となりますが、同氏の人格、識見は教育委員として最適任と認めるところであり、引き続き任命いたしたく、ここに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意をいただきたいと提案した次第であります。

なお、任期は令和6年10月1日から令和10年9月30日までの4年間となりますので、よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） お諮りします。

本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから議案第64号を採決します。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（落合俊雄君） ただいまの出席議員は8人です。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長(落合俊雄君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 投票箱を点検させます。
(投票箱点検)

○議長(落合俊雄君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

会議規則第83条の規定により、任命を可とする方は賛成、否とする方は反対と記載して投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により、否とみなします。

ただいまから投票用紙への記入をお願いいたします。

記入が済み次第、1番議員より、順次、投票願います。

(投票)

○議長(落合俊雄君) 投票漏れはありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

開票に当たり、会議規則第32条の規定により、立会人に5番川村義春議員、6番田甫哲朗議員を指名いたします。

両議員の立会いを願います。

(開票)

○議長(落合俊雄君) 投票の結果を報告します。

投票総数8票、これは出席議員数に符合しております。

有効投票8票、無効投票0票です。

有効投票のうち、賛成8票、反対0票。

以上とおりで。

したがって、議案第64号は任命に同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

日程第8 議案第65号 人権擁護委員の候補者の推薦について

日程第9 議案第66号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（落合俊雄君） 日程第8、議案第65号、及び、日程第9、議案第66号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 議案第65号並びに第66号人権擁護委員の候補者の推薦については関連がございますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

本町の人権擁護委員は、佐々木栄氏、天間館りゆう子氏、山口寿宏氏の3名であります。このうち、佐々木栄氏と天間館りゆう子氏が本年12月31日をもって任期満了となることから、釧路地方法務局長から委嘱に伴う候補者の推薦依頼がありました。

佐々木栄井氏は、令和4年1月に委嘱されて以来、今日まで優れた活動実績を残されており、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として最適任と判断されますので、引き続き法務大臣に推薦いたしたく、提案申し上げたところであります。

また、天間館りゆう子氏は、平成3年8月に委嘱されて以来、今日まで長きにわたり優れた活動実績を残されておりますが、このたび、12月31日の任期満了をもってご勇退されることとなりました。

ここに、人権擁護委員としての功労をたたえ、敬意を表する次第であります。

天間館りゆう子氏の後任には、新川西1丁目の紺野恵美子氏を最適任と認め、法務大臣に推薦いたしたく、提案申し上げたところであります。

紺野恵美子氏は、人格、識見ともに優れ、広く社会の実情に通じ、人権問題に熱意を持って取り組んでいただけることから、ここに、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見をいただきたく、提案した次第であります。

なお、任期は令和7年1月1日から令和9年12月31日までの3年間となります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） お諮りします。

本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。

本案は適任と認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は適任と認めることに決定しました。

これから議案第 66 号を採決します。

お諮りします。

本案は適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 66 号は適任と認めることに決定しました。

日程第 10 認定第 1 号 令和 5 年度浜中町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 11 認定第 2 号 令和 5 年度浜中町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 12 認定第 3 号 令和 5 年度浜中町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 13 認定第 4 号 令和 5 年度浜中町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 14 認定第 5 号 令和 5 年度浜中診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 15 認定第 6 号 令和 5 年度浜中町水道事業会計決算の認定について

日程第 16 認定第 7 号 令和 5 年度浜中町下水道事業会計決算の認定について

○議長(落合俊雄君) 日程第 10、認定第 1 号ないし日程第 16、認定第 7 号は関連がありますので、一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(齊藤清隆君) 認定第 1 号から認定第 7 号までの 7 案件について、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項及び第 5 項では、各会計決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付さなければならないと規定されていることから、このたび、同法の規定により、議会の認定に付すべく、ご提案を申し上げた次第であります。

令和 5 年度各会計の決算につきましては、7 月 12 日付で監査委員に提出し、8 月 20 日付で審査意見書の提出をいただいております。

また、水道事業会計決算及び下水道事業会計決算につきましては、地方公営企業法第 30 条第 4 項では、監査委員の意見をつけて議会の認定に付さなければならないと規定されていることから、議会の認定に付すべく、提案するもので、5 月 26 日付で監査委員に提出し、6 月 30 日付で審査意見書の提出をいただいております。

認定第 1 号の一般会計歳入歳出決算は、歳入総額 106 億 8395 万 3729 円、歳出総額 105 億 6291 万 2036 円、歳入歳出差引きは 1 億 2104 万 1693 円の黒字決算となります。

認定第2号の国民健康保険特別会計は、歳入総額10億7765万1894円、歳出総額10億6305万7223円、歳入歳出差引きは1459万4671円の黒字決算となります。

認定第3号の後期高齢者医療特別会計は、歳入総額7778万6448円、歳出総額7576万8495円、歳入歳出差引きは201万7953円の黒字決算となります。

認定第4号の介護保険特別会計は、歳入総額4億9254万6523円、歳出総額4億6607万3167円、歳入歳出差引きは2647万3356円の黒字決算となります。

認定第5号の浜中診療所特別会計は、歳入総額3億7637万3316円、歳出総額3億5743万8973円、歳入歳出差引きは1893万4343円の黒字決算となります。

認定第6号の水道事業会計ですが、収益的収支につきまして、収入の営業収益は1億1890万4円、営業外収益は6791万4097円で、収入総額は1億8681万4101円、支出の営業費用は1億6268万4146円、営業外費用は776万1342円で、支出総額は1億7108万4988円、経常利益は1636万8613円となり、特別損失63万9500円を差し引いた1572万9113円の当期純利益を生じる決算となっております。

この利益剰余金につきましては、全額を減債積立金とし、処分いたします。

資本的収支につきまして、収入総額は2億4897万7115円、支出総額は3億2561万3256円で、収入総額が支出総額に対し不足する額7663万6141円は、過年度及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4889万7900円、過年度分損益勘定留保資金2773万8241円で補填いたしました。

認定第7号の下水道事業会計ですが、令和5年度より特別会計から企業会計化されており、収益的収支につきまして、収入の営業収益は5597万853円、営業外収益は3億3725万9640円で、収入の総額は3億9323万493円、支出の営業費用は3億4755万8963円、営業外費用は3082万3534円で、支出総額は3億8385万7211円、経常利益は1484万7996円となり、特別損失547万4714円を差し引いた937万3282円の当期純利益を生じる決算となっております。

この利益剰余金につきましては、企業会計初年度であることを踏まえ、次年度以降の補填財源とするため、処分をせず、繰越利益剰余金といたします。

資本的収支につきまして、収入総額は1億1933万3200円、支出総額は2億1347万8949円で、収入総額が支出総額に対し不足する額9414万5749円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額254万6282円、当年度分損益勘定留保資金9159万9467円で補填いたしました。

以上、各会計の決算状況を申し上げましたが、令和5年度は新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行するなど、感染症の拡大前の経済活動に徐々に戻ってきたものの、依然として国際情勢の影響に伴う物価の高騰が続く中、行財政の運営に当たりましては常に危機感を持ちながら当面する事業の執行に万全を期してまいりました。

今後とも、町政運営につきましては、まちづくりの基本テーマの下、町民の皆様との対話を大切にし、地域とともに個性豊かな活力ある将来の展望を切り開くべく、産業基盤、生活環境、福祉、教育、文化等の整備、充実に力を注ぎ、安全で快適なまちづくりを推し進める所存でございます。

日頃より町政執行に際しての議員各位のご理解とご協力に深く感謝を申し上げますとともに、今後とも、本町の経済活性化と活気のあるまちづくりに向け、積極的かつ効率的な行財政運営に努めてまいりますので、よろしくご審議をいただき、認定を賜りますことをお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） お諮りします。

ただいま提案されました認定第1号ないし認定第7号は、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに審査の付託をし、閉会中の継続審査にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号ないし認定第7号については、9人の委員によって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに審査の付託をし、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条の規定により、議長において、1番三上浅雄議員、2番渡邊秀治議員、3番國井葵議員、4番三膳時子議員、5番川村義春議員、6番田甫哲朗議員、7番渡部貴士議員、8番谷村敦議員、9番成田良雄議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した9人の議員を決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

次に、この委員会には地方自治法第98条第1項の権限を委任したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本件はそうように決定しました。

日程第17 報告第5号 令和5年度浜中町財政健全化判断比率の報告について

○議長（落合俊雄君） 日程第17、報告第5号を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 報告第5号令和5年度浜中町財政健全化判断比率の報告について、提案の理由をご説明申し上げます。

平成21年4月から全面施行された地方公共団体の財政の健全化に関する法律では、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表制度が設けられました。これにより、当該比率に応じて、財政の早期健全化及び再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定し、財政運営について外部監査を求めるなど、当該地方公共団体の財政の健全化に資することが目的とされております。

本町の令和5年度財政健全化判断比率につきましては、普通会計の実質赤字比率及び全会計を対象とした連結実質赤字比率は、先ほど決算の認定でご説明申し上げましたとおり、一般会計を含む全会計が黒字決算となっております。

次に、一般会計等の元利償還金等の標準財政規模に対する割合を示す実質公債費比率につきましては11.5%、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を示す将来負担比率につきましては55.1%と、いずれも早期健全化基準の割合を下回っております。

本町における実質公債費比率につきましては、平成18年度から、7か年計画の公債費負担適正化計画に基づき、平成24年度に13%台の比率となるように計画の推進に努め、平成23年度においてその目標を達成し、以降、順調に改善してきたところであります。

令和5年度におきましては前年度と同率となっておりますが、今後においても、事業の適正な精査を行い、健全な財政運営に取り組む所存であります。

なお、お示した比率は、いずれも早期健全化基準の範囲内であるものの、本町は、地方交付税が依存財源の主軸となっていることから、今後も、財政の健全化に向けた政策を基本とし、財政運営に努めてまいります。

ここに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、監査委員の意見書を付して報告する次第であります。

○議長（落合俊雄君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第18 報告第6号 令和5年度浜中町公営企業資金不足比率の報告について

○議長（落合俊雄君） 日程第18、報告第6号を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（齊藤清隆君） 報告第6号令和5年度浜中町公営企業資金不足比率の報告について、提案の理由をご説明申し上げます。

本案の資金不足比率につきましては、資金不足額が事業の規模に対する割合を示すもので、令和5年度決算における地方公営企業法の適用企業である水道事業会計及び下水道事業会計のいずれも資金不足の状態にはなく、資金不足比率は生じておりません。

なお、資金不足比率の経営健全化基準は20%であります。

ここに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付して報告する次第であります。

○議長（落合俊雄君） これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第19 議員の派遣について

○議長（落合俊雄君） 日程第19、議員の派遣についてを議題とします。

釧路町村議会議長会主催による議員研修会等に議員を派遣することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第127条の規定によって、議員を派遣することに決定しました。

日程第20 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（落合俊雄君） 日程第20、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、目下委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元にお配りした申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉 会 宣 告

○議長（落合俊雄君） お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定しました。

これをもって令和6年第3回浜中町議会定例会を閉会いたします。

（閉会 午前11時45分）